

令和7年1月開催 盛土規制法に関する説明会 における説明内容の訂正について

今年1月に開催しました盛土規制法に関する説明会における内容について、下記のとおり訂正いたします。

御参加いただいた皆様におかれましては、御迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんでした。

<訂正内容>

- 本体工事の施行期間中に資料記載の要件を満たしている場合、土砂の仮置き場の許可又は届出の手続は不要となる旨を説明した際の、**本体工事の要件を下記のとおり訂正**します。

(※説明会では過剰に限定して説明してしまい、今回の訂正は対象を拡大するものです。)

本体工事 訂正前：許可済又は公共施設用地

訂正後：主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。)等が管理する工事

<訂正箇所：23 ページ>

許可・届出の手続
工事完了までの流れ

許可・届出を要しない工事③ (土砂の仮置き)

許可
不要

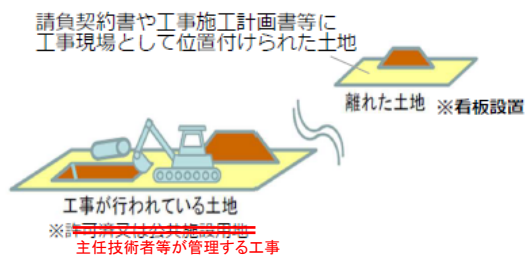
工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を**当該工事の現場** (①) 又は**その付近** (②) に堆積するもの

主任技術者等により管理される工事

- 本体工事が~~許可済又は公共施設用地~~である場合、
下記に該当する土地における建設発生土の仮置きは、**許可・届出が不要**となる。

① 一体の工事現場として手続不要

本体工事から離れた土地で土石の堆積を行う場合は、本体工事の管理と併せて**一体的に管理することが分かる書類** (例えば、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に**工事の現場として位置付けられた土地**であること。)の提出をもって、一体的に管理できる土地として取り扱う。



② 工事現場付近の土地として手続不要

本体工事に係る主任技術者等が、一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の**隣地**や隣地に類する土地 (**道路向かい**、**斜向かい**) が該当する。

